

## 第9回農林水産省政策評価会 議事録

開催日時：平成14年8月29日（木） 午後2時～5時

開催場所：農林水産省第一特別会議室

出席者：（委員）高橋委員（座長）、秋岡委員、大木委員、尾野村委員、田中委員、森本委員、守屋委員

（当省）大臣官房企画評価課長、情報システム課長、統計情報部統計調整課長、総合食料局食料政策課長、生産局生産振興推進室長、経営局経営政策課長、農村振興局農村政策課長、農林水産技術会議技術政策課長、食糧庁総務課長、林野庁企画課長、水産庁漁政課長ほか

### 1．開会

（高橋座長）

ただいまより、第9回の農林水産省政策評価会を開催させていただきます。

今回から会議を公開により行うことにしました。傍聴される皆様におかれましては、お手元に配付いたしてあります「留意事項」を遵守していただくようお願いいたします。3日前までに申し込みがあって、今回、6名の方が傍聴されておられます。「留意事項」については、6項目の注意事項がありますので、傍聴者の方々におかれましては目を通していただければと思います。

### 2．資料説明・意見交換

（高橋座長）

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日は、平成14年度の政策評価に係る目標設定等につきまして、各委員からの意見やパブリックコメントを踏まえた修正等について、御意見をいただくこととしております。

平成14年度の政策評価シート案については、委員の皆様事前に送付されておりますが、前回の評価会での委員からの御意見への対応をまだ聞いておりませんので、まず、各局庁の政策評価担当課長より、パブリックコメントに対する対応を含めて説明いただいた後、委員の皆様より御意見をいただくことにしたいと思っております。

それでは、まず、総括的な事項につきまして、企画評価課より説明をお願いしたいと思います。

（企画評価課牧元調査官）

14年度の政策評価に関する資料といたしまして、資料1でございますが、上半分は、パブリックコメント公表から事前送付資料までの修正ということで、内容は、既に送付してあります資料と同じものがございます。下の方は、事前送付からの修正の部分ということになっております。資料2といたしまして、「政策評価シート等」、資料3といたしまして、「パブリックコメントによる意見及び意見への対応」を提出させていただいております。

パブリックコメントの意見募集につきましては、8月9日から19日の間に行いまして、7人の方から20件の意見や情報の提出があったところでございます。これらに対します考

え方につきましては、資料3の中に整理しておりますので、説明の中で逐次御紹介させていただきたいと思っております。

それでは、総括的な事項につきまして、前回の御意見、また、パブリックコメントの関係につきまして御説明させていただきます。

前回7月23日の評価会におきます委員からの御指摘のうち、企画評価課の関係でございますが、まず、政策ツリーの検討がございます。これにつきましては、高橋座長初め評価会委員の先生方から、実績評価の実施に当たりまして、政策の体系化、いわゆる政策ツリーを構築いたしまして、政策の幹に当たる部分について評価会で重点的に検討を行うべきという指摘をいただいているところでございます。したがって、この御意見を踏まえまして、日程につきましては後ほど調整させていただきたいと思っておりますが、9月下旬から10月上旬に次回の政策評価会を開催させていただきまして、14年度実績評価に係ります農政分野、51分野につきまして、現行の食料・農業・農村基本計画をもとにいたしまして、政策の体系化、ツリーの試案を示しまして、検討を行っていただきたいと考えているところでございます。

なお、このツリーの議論につきましては、非常に大きな議論でございますので、1回というわけにはいかないかもしれませんので、次回の御議論を踏まえまして、さらに年内に1、2回程度必要ではないかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、9月下旬ないし10月上旬に一度御議論いただきたいと思っております。

2点目といたしまして、150%を超えます達成度合いとなった政策分野の取り扱いがございます。これにつきましては、座長から御指摘いただいているところでございますが、この150%超の扱いにつきましては、現在の政策評価基本計画におきまして、150%超となった分野につきましては、効率性の観点も含めて総合的に評価を行い、達成度合いによるランクづけは原則行わないとされているところでございます。したがって、13年度評価におきましては、この150%超につきましては一律ランクづけを行わなかったところでございます。しかしながら、座長から、150%超の場合であってもAとランクづけすべきものもあるのではないかという御指摘があったところでございますので、14年度評価におきましては、達成度合いが150%を超える政策分野につきましては、一律ランクづけをしないというのではなくて、もう少し柔軟に、事案によりましてランクづけの適否を判断することとしたいと思っております。

なお、現在の政策評価の基本計画は、このようなものについては原則ランクづけを行わないという非常にきつい書き方になっておりますので、この基本計画の改正が必要かどうかという点も含めまして、来年度の実施計画の策定のタイミングに合わせて検討させていただきたいと思っております。

続きまして、パブリックコメント関係の総括的な御意見に対する対応でございます。資料3をお開きいただきたいと思います。資料3の1番目と2番目、全般的なものにつきましてお答えさせていただきます。

まず、1番目でございますけれども、これにつきましては、各政策分野の目標と政策手段の関係が必ずしも明らかではないのではないかという御指摘でございます。これにつきましては、政策手段シートにおきまして、この目標との関連を記述させていただいております。

参考までに事例を挙げて申し上げたいと思うのでありますが、分厚い方の評価シートの一番最初の政策分野に係ります1 - 19をお開きいただきたいと思います。政策手段シートの1枚目でございます。1 - 19の「施策の内容」というところを御参照いただきますと、例えば一番上の事業については、目標の 、サブ指標の に関連する事業であるということを明示する形によりまして、この目標と政策手段との関係を明らかにしているところでございます。

しかしながら、実績評価におきましては、個別の政策手段の効果の検証が必ずしも十分ではないのではないかという委員からの御指摘もあったところでございまして、13年度評価からは、先般御審議いただきましたように、政策手段別評価を実施いたしまして、政策手段の有効性なり効率性をより検証していこうということで取り組みを始めたところでございます。

続きまして、2点目の御意見でございますけれども、日本農業が将来にわたって食料を安定供給していくためには、ここにございますような労働力の確保等々の施策が必要ではないかという御意見でございます。これに対しましては、例えば御指摘の 労働力の確保関係につきましては、「認定農業者等意欲ある農業者の育成」あるいは「新規就農の促進」、以下記載のとおりでございますけれども、それぞれの政策分野におきまして評価を行いまして、その結果を施策に反映していくとしているところでございます。

私の方からは以上でございます。

(高橋座長)

ありがとうございました。御質問、あるいは確認したい点もあろうかと思いますが、各局の御説明を一通り伺った後、まとめてお願いしたいと思います。

それでは、引き続いて、総合食料局。

(臼杵食料政策課長)

まず、お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。委員の皆様既に渡っておる資料で変更点を書いてございますが、これにつきましては、記述内容の適正化が主でございます。特に2番の食品安全性のところでは、パブリックコメントの方の意見も踏まえて、事業の内容がわかるように書き込みをいたしたところでございます。これはまた後で御説明します。

それから、今日お渡しした資料で、2番の食品安全性に関しまして記述を変えております。これは、本体の政策シートの2 - 1ページを見ていただきたいと思います。ここで波線のアンダーラインが引いてあります。今、新聞紙上を非常ににぎわせておりますが、そういう観点もございまして、「関係者が取り組むべき課題」ということで、ここをより充実した形で書かせていただきました。 は食品製造業者における課題、 は食品事故が発生した場合における対処の課題、 はフードシステム全体での課題、 は生産段階における資材の適正化ということで、このところを拡充したところでございます。

次に、資料3を見ていただきたいと思います。資料3は、パブリックコメントの関係でございます。私どもの政策分野では、番号で申しますと、「食生活」に関しまして3番、4番、5番、6番ということで、これは同一の女性の方でございます。60代後半の年配の方

でございますが、同じ方から御意見をいただきました。

まず、3番でございますが、食生活指針について、「内容を含めて知っている」はたったの2.8%ではないかということで、評価会でも、秋岡委員から、もう少しいい情報ならもっと読まれるのではないかということで、このとらえ方についても御意見をいただいたことがございました。日本国内におきまして、食生活改善運動ということで、3省庁合同で本格的にやり始めたのは最近でございますので、ちょっと広めにとっていることは確かでございますが、こういうことを既に知っている栄養関係の方や学校教育の関係者はもとより、そうでない若い年齢層、特に独身の男女の方々に普及していく必要があると考えています。まさに食生活の乱れということでございますので、そういうことで、より幅広いウイングで施策を展開してまいりたいと思っております。

地方自治体の方でも、国の指針に準じて食生活指針を作っております。県段階になりますと、地産地消という動きもございまして、地元の特産物なども紹介しながら、わかりやすく指針を作っております。そういう地域レベルの活動もより充実してまいりたいと思えます。

4番につきましては、世界各国でいろいろ乗り出しているということでございまして、アメリカなどは二十数年の歴史があるわけでございます。先ほど申しましたが、農水省でも、今までばらばらにやっていたものを、閣議決定で食生活指針をきちんと位置づけて運動しておるということでございます。

次のページの5番でございますが、食生活指針ボランティアを初めて知りましたという御意見でございます。これにつきましては、13年度は初年度でございまして、27県で実施いたしております。1万6,000人ぐらいの方に食生活指針ボランティアになっていただいております。これは、県によりまして、食の何とかコミュニティーとか、何とかのボランティアとかいろいろな名称をつけて運動しております。従来の普及系統の方や農協系統の生活改善指導員といった方ではなくて、一般公募したりしている県もございますので、幅広くボランティアになっていただくよう、今後ともやっていきたいと思っております。

6番の方は北海道の方のようでして、適正表示が4割以下だったということでございますが、これまでも御説明していますように、いろいろな法律も改正されましたし、いろいろな仕組みをもって抑止していきたいということでございます。

7番につきましては、「安全性」の関係でございますが、14年度中にやってほしいということでございます。これは、今、政府が一体となって、内閣官房の準備室、20名弱の職員で取り組んでおります。農水省からもその半分ぐらいの職員を送り込んで、厚生労働省等と一体となって、今、準備を進めております。これにつきましては、15年度も政策評価の中で位置づけられるものと思っておりますが、この精神を先取りして、いろいろ実施していきたいと思っております。

8番につきましては、事業内容が非常にわかりにくいということでしたので、政策シートの方で、対応を含めて、こういう事業はこういうことをやっていますということをわかりやすくしました。

資料3については以上でございます。

最後に、前回の評価会で委員の皆様方から意見をいただいた点について、ごく重要な点だけ御説明したいと思います。

食生活分野の関係でいろいろいただきましたが、これにつきましては、先ほど御説明しましたように、14年度は特に子供に対する働きかけを重点にして、パンフレットやポスターを作ったりして、そういうことでやっているところでございます。

もう一点は、安全性のところ、消費量の回復を政策目標として定量的に位置づけられないかということで、私どもの原案をお示したわけでございます。座長からも意見をいただきましたが、これは安全性の対策になるのかという大きな問題がございます。もう一つは、消費量回復は消費者心理に相当左右されますし、食品の代替性の問題、また、回復するにはどのくらいの期間がかかるかという問題。担当部局として、ドイツの例や今般の牛肉の例をもとに、何らかの期間を設定できないかということで内々検討しておったわけですが、それについては、若干定性的になるわけでございますが、重大な食品安全問題を発生させないことという目標に変更いたそうと思っております。

最後に、表示のところで意見をいただきました。これは改善率の問題でございますが、実際に調査をやりまして、改善を指導します。その半年後にどうだったかということで、その率で判断したいと思っております。これについては、おおむねこれでいいのではないかなという意見もいただいたりしてはいますが、そういうことで、今回新たに、JASの関係の表示も定量的な目標設定をしたいと思っております。

大きな点だけでございますが、以上でございます。

(川口生産振興推進室長)

生産局から説明させていただきます。まず、資料1の「政策評価シート等の修正事項」のポイントですけれども、食品での修正ということで、関係部分は18番と23番、【飼料対策】と【家畜排せつ物】の関係です。これは、いずれも数値が判明したものですから、工場数59と家畜排せつ物の処理施設整備戸数5,966を追加しております。データの追加ということでございます。

前回の評価会のとき、政策評価シートについて、いろいろと御指摘を受けました点につきまして御説明させていただきます。その後、パブリックコメントの対応状況の説明をさせていただこうと思っております。

まず、政策評価シートの9番目ですが、「麦の生産対策」でございます。具体的には、目標値の記載順を変更しております。生産量は既に100%を超えている。でも、これは政策が功を奏したとは言い難いのではないかと。転作の影響が多分にあるという御指摘でございました。これにつきましては、私ども、御指摘のとおりと考えておまして、品質の向上や生産性のコストが進んだ結果、生産量が拡大していくという前提で考えておるのですけれども、結果的にはそういうことになってしまうということで、まず製めん性の向上や担い手、コストの低減といったものをみるのが先だろうということで、順序を入れかえた形にしております。これだけでは不備と思しますので、9-5の参考の指標のところ、麦の「新品種の育成・普及状況」ということで数値を載せてございます。

ちなみに、めんやパンに適性のある新品種の育成ということで、平成11年5品種、12年6品種、13年3品種といった品種の数と普及の面積を、品質の向上の取り組みの参考データとして載せてございます。

10番目の大豆でございますが、これも麦と全く同じ御指摘でございます。生産量につき

ましては、転作の影響で達成してしまっているものですから、これについても目標値の記載順を一番最後に落とした形で、品質やコスト低減の目標値を前に出した形で整理させていただきました。また、参考のデータということで、新品種の状況を10 - 5のところにつけてございます。ちなみに、豆腐や低アレルギー用の品種などの育成状況を載せてございます。

次に御指摘があったのが、11番の「果実対策」でございます。これにつきましては、指標としては、 ということで、卸売の価格の変動率を追加しているところでございます。

それから、なぜミカンやリンゴを目標値として選んでいるのか、また、今、消費者に注目されているブルーベリーといったものについては評価できるのではないかという御意見がございました。その辺につきましては、ミカンやリンゴは、我が国の果樹農業の中では主要な品目であるということもございまして、一方で、最近は生産力、価格の変動がかなり大きくなっておりますものですから、そういったものからということで対象としてございます。

新しい作物につきましても可能な限り入れたいと思っておりますが、新しい作物は統計のデータが非常に少なく、制約もございまして、正確な分析は困難ということから、現状ではなかなか難しいかなと思っております。

12番の「野菜対策」でございます。前回、価格の下落について評価という御説明をさせていただきまして、一方で、高騰についても何らかの目標といったことはできないか、それは手当てすべきではないかという御指摘がございましたが、これにつきましては、目標値の で「市場入荷量の変動係数」ということで、これは量と量を通じた価格の安定をみれる指標値でもございますので、基本的にはこれでも見ていきたいなと思っております。そういう観点から明確にわかりやすく、 については括弧書きで、変動係数の後に（量・価格の安定性）ということで注釈をつけさせていただいております。

ただ、これは係数だけではなかなか難しいものですから、12 - 6のところ、高騰のデータということで、どこで切っているのかわからないところがあるのですが、平年の1.5倍を超えた旬期間の数ですが、こういったものを整理して載せてございます。これでも見ていただければと思っております。

野菜につきましては、輸入の増加を受けた形で構造改革の取り組みを実施中でございます。大きな対策の1つが、契約取引を推進するというところでございますが、これにつきましては、これからデータを整理して、早急に指標化していきたいということで、12 - 8のところ、載せさせていただいております。

13番の砂糖につきましては、前回のミスでございまして、目標値のところを、「砂糖の価格競争力の強化に向けた卸売価格」ということで修正させていただいております。

16番の「酪農乳業対策」でございますが、先般、反省がみられない、もしくはH A C C Pの導入だけでは正常に運営されていないのではないかということで、ソフト面の管理も重要視すべきではないかという御意見をいただきました。チェックにつきましては、厚生労働省の方でその制度の承認や監視などをやっておりますけれども、農林水産省としても、品質の保証や危機管理のマニュアルの周知、乳業者自身のマニュアル整備、工場への現地調査といったものを行っているということで、基本的には、厚生労働省と連携しながら安全の確保に努めていく旨を16 - 8の「政策分野の目標設定の考え方」に明記させていただ

いてございます。

17番の「食肉鶏卵対策」でございます。これにつきまして、BSEの発生を受けた形でのこの対策についての反省並びに目標値について、新たに検討すべきではないかという御指摘がございました。現在の目標値につきましては、生産数量やコスト面などの目標でありまして、こういう数値的な目標値は依然として必要ではないかと考えていますけれども、意見の御趣旨は、これまでの報道で御承知のように、悪質な偽装表示事件が相次いでおりまして、食肉業界への不信、信用失墜、また、農水省自身、これまで業界寄りではなかったかという批判も一方であるところでございますので、そういった行政のあり方も含め、農水省としてどう対応していくのか、信頼回復にどうつなげていくかということだと思えます。これにつきましては、17-11の「政策分野の目標設定の考え方」の中に、厳正に対処する旨を明記させていただいております。読み上げますと、「最近の食肉偽装表示事件により低下した国民の信頼を回復するため、関係業界への指導を適切に行うとともに、BSE対策の一環として実施している、牛肉在庫の保管・処分事業については、引き続き厳正な全量検品を実施し、BSE対策を悪用する悪質な事例については厳正に対処」ということで、国民の信頼の回復を図っていくという考え方でとらえてございます。

20番目の家畜衛生でございますが、万が一発生があった場合についても、管理体制について言及すべきではないかという意見がございまして、これにつきましては、目標値のところに、「また」以降ということに入れさせていただいております。

のところで、「摘発率」という不適切な言葉がございましたが、これにつきましては、「発見率」という文言にかえさせていただいております。

目標値のところで、「(BSE)のサーベイランスが実施され」ということを追加して入れてございます。

24番目の資材対策でございますが、前回、デフレの中で資材価格が下げどまっているのではないかと、もう少し工夫してはどうかということで、担当課といろいろ協議を重ねました。これにつきましては、資材の価格自体の低減に加え、資材の有効利用、効率的な利用の観点も含めた形で数値を見直す作業をやっておりまして、見直した結果、の資材全体で6.8%削減ということで、目標値の方は修正してございます。

政策評価の整理につきましては以上でございます。

資料3、パブリックコメントでございますが、関係のところは、9番目の「米生産」のところでございます。「意見」の後段の「また」以下のところにコメントがございまして、生産現場ではより安全性を高めた生産手法をとるべきではないかということがございます。これにつきましては、右側の後段の方に、「農林水産省では、たい肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う農業生産方式に取り組む農業者」云々ということで、これは、先般、有機農業、持続的な農業に取り組む農家の方々に金融・税制面の支援をしていくという法律を措置しておりますので、これに基づいた形で手当てといたしますか、支援をしていくということ。農薬の登録については、田の生物についてもモニタリングを実施しておりまして、具体的には、魚やミジンコなどになってはいますが、加えて、環境省の方でも、田の環境、生物についてのモニタリング調査をやってはいますものですから、こういったものを含めながら取り組みをしていくことにしてございます。

10番目でございますが、フランスでは、てん菜や小麦を原料にしたバイオマス燃料を行

っているという御意見がございます。バイオマス、いわゆる植物性の残渣、廃棄物をうまく燃料化できないかということですが、農林水産省並びに独立行政法人で、こういう実証化試験に取り組んでおります。さらに、農水省でも「バイオマス・ニッポン総合戦略骨子」を7月に公表してありまして、これから予算を手当てした形で取り組んでいきたいということでございます。

11番の「畑作物」ですが、先進国で行われている馬鈴しょへのコバルト60照射を奨励できないかということでございます。また、氷雪を利用したそういう施設を措置できないかということもございます。コバルト60につきましては、食品衛生法で使用は認められておりますけれども、現時点におきましては、消費者サイドからの反応は必ずしも好ましくないものですから、農林水産省としては、低温貯蔵庫の必要があれば、そういったところに助成する形で、バレイシヨの発芽防止のための施設に助成しているということをしてございます。

次のページ、12番でございますが、「意見」ということで、草地型酪農への志向を助長する施策が一定の評価を受けていると。要は、近隣酪農家グループの法人化を進めるのに、助成、融資といったものが必要ではないかということ。後段の方では、バイオガスプラントなどの新しい酪農モデル工場の建設をしてはどうかという御意見でございます。

対応としましては、 に書いてありますように、新規就農の育成や共同作業を促進するため、畜産関係で補助事業がございますし、 に書いてありますように、経営の効率化に資するため、技術関係での助成の事業もございます。また中段の融資制度については、認定農業者を対象とした長期低利のスーパーL資金が措置されている。家畜排せつ物については、メタン発酵についても助成している。そういった施設については助成できることになっています。

13番が食肉鶏卵で、「牛肉の一連の生産追跡履歴は適宜を得て歓迎されている。一つ加えれば」云々ということでございます。これについては、後段のところでございますように、生産者グループによる衛生情報の付加価値情報についても、データベースを整備して、情報を提供していくこととしております。

次のページ、14番目でございますが、家畜衛生の関係で、消費者の不信感の増大や消費の落ち込みの対応策はどうかというお話でございます。これについては、BSEの特別措置法が6月14日に公布されたということ、また、15年の4月からは、24ヵ月齢以上の死亡牛についてはBSE検査を実施するということを説明しております。

また、BSE対策の課題ということで、消費者の信頼回復と消費の回復が大切なものですから、いろいろなメディアを通じてキャンペーンを展開していくということを、対応ということで載せさせていただいております。

簡単ですけれども、以上でございます。

(今井経営政策課長)

経営局関係の項目につきまして、前回、委員の皆さん方からいただきました指摘に対する考え方も含めまして、何点か御説明したいと思います。

まず、26番目の認定農業者制度についてです。内容に特に変更はございませんが、前回、尾野村委員から、数の目標だけではなくて、何らかの経営指標が必要ではないかという御

指摘をいただきました。このことにつきましては、これまでもこの評価会で何度か議論になったことですが、認定農業者制度といいますのは、市町村が定めます経営規模や所得等に関する目標の達成を目指して計画をつくって、その計画を認定するという仕組みになっているものですから、経営指標につきまして何もないというわけではないのですが、認定農業者の経営実態に応じまして、それぞれの指標がまちまちなこともありまして、その達成状況をつかみづらいという面がございます。この点につきましては、前回も御説明いたしましたけれども、経営情報総合調査分析事業を、今年やることにしておりますので、その事業結果をみながら、本年度の分析の中でその事業の成果も含めて分析していきたいと思っております。

続きまして、29番目の「新規就農の促進」でございます。この項目につきましても、内容自体には大きな変更はございませんが、前回、秋岡委員から、少子・高齢化の中で、新規就農についても、数の増加だけを評価するのではなくて、就農した人のもっている技術や経営のノウハウ、質も加味した指標を設定すべきではないかという御指摘をいただきました。これにつきましても、先ほどの考え方と同じように、今年、統計情報部の方で農林水産業新規就農者等調査をやることにしておりますので、その結果も踏まえながら、秋岡委員から指摘のありました質の面も含めて分析していきたいと思っております。

続きまして、31番目の農林漁業の体験学習についてです。この項目につきましては、今年の評価の目標として、小学校と中学校、それぞれ最低1回は体験学習をするという目標にしたところですので、それに関連いたしまして、これまで現状値につきましては、農業体験が何%、林業体験が何%、漁業体験が何%という現状把握をしてございましたけれども、目標を小学校、中学校に分けて設定したことに関連いたしまして、実績の組みかえ集計を行いまして、13年度の実績といたしまして、小学校で74.7%、中学校で39.3%になっているという実績値を今回シートの中に書き込んでおります。

続きまして、32番の「農山漁村における男女共同参画社会の確立」という項目です。この項目につきましては、前回、政策分野名について、「農山漁村における女性の地位の向上」としてございましたけれども、森本委員から、「地位の向上」というのは何か変ではないかという指摘をいただきました。政府全体の取り組みの指針となっておりますものとして、男女共同参画基本計画がございますので、その内容も踏まえまして、政策分野名について、「農山漁村における男女共同参画社会の確立」と変更いたしております。

また、前回の評価会におきまして、14年度の評価のサブ指標として、新たに農協の女性理事数に関する指標を設定することを考えているということをお説明いたしましたところ、田中委員から、農協の理事の構成や数については、あくまでも農協みずからの運営の問題であり、政策目標とするのはいかなものかという御指摘をいただいたわけですが、そういう御指摘も踏まえまして、サブ指標として設定することはとりやめることにいたしました。

33番の「高齢農林漁業者の役割の明確化と福祉対策」につきましては、グループの数を幾つかにするかというのが以前から問題になっていたわけですが、目標値を6,800といたしております。

34番の「農業災害補償」、35番の「災害復旧」につきましても、目標値、目標内容等、若干修正しておりますけれども、この2つの項目につきましては、前回、田中委員から、こ

これらの分野は、行政評価の対象ではあっても、政策評価にはなじまない事項ではないかと。これは以前の評価会でもいただいていたところですがけれども、前回、改めてそういう御指摘をいただいたわけですから、その取り扱いにつきましては、企画評価課とも相談いたしましたけれども、評価の連続性ということもあるので、とりあえず今年は分野として残しておくということでどうかと思っております。

36番の農協の組織の見直しにつきましては、資材コストの削減に関する目標を1つ追加したということが内容の変更でございます。

なお、これに関連いたしまして、前回、尾野村委員から、この農協の組織見直しの目標だけでは、ペイオフ解禁といった問題に対応できないのではないかと御指摘をいただいたわけですが、基本的な考え方といたしましては、この項目については、あくまでも系統組織の見直しについての目標設定ということで、ペイオフ解禁については、自己資本比率の向上対策やセーフティーネットを万全にしていくといった別途の対策で対応するというので、政策評価のあり方の問題としてではない対応をしていくと考えているところでございます。

経営局の関係は以上でございます。

(吉村農村政策課長)

それでは、農村振興局から、前回の評価会において御意見をいただきましたことについて御説明申し上げます。

農村振興局関係では、尾野村委員から、中山間地域等の振興に関するサブ指標の農家数割合の維持について、数だけではなくて、質的な問題こそが重要ではないかという御指摘を受けたところでございます。中山間地域の高齢化は一定程度進んでおり、全国的にも少子・高齢化が進んでいく中で、どのように維持していくかというのは極めて難しい課題でございますけれども、これについて、要因分析の中で農家人口の年齢別構成等やその実態について検討いたしまして、要因分析の中で答えを出していきたいと考えております。

中山間地域の活力の維持につきましては、少子・高齢化、あるいは家族形態の変化を考えますと、交流を前提とした新しい地域社会づくり、あるいは集落の枠を超えた広域的な住民のネットワークづくりといった課題にこれから取り組むことが重要ではないかと考えているところでございます。

なお、前回、サブ指標として、農業粗収益の格差是正を検討したいと申し上げておったわけですが、これにつきましては、農業粗収益と販売農家数の積を代替指標にしているわけですが、この中で検討が行われるということでございますので、今回これを取り下げさせていただいております。

農村振興局関係で、7月23日の評価会において御指摘を受けた点は以上でございます。

次に、パブリックコメントの件でございますけれども、15から17になります。

1つは、優良農地の確保の件につきまして、耕作放棄の増大の理由、あるいは集落営農との関係、結論としての生産調整の廃止といったことで、耕作放棄がそのことによって進んでいるのだという御指摘を受けているところでございますが、これにつきましては、農業会議所が調査いたしました耕作放棄の発生要因について御説明申し上げ、また、要因別に対する対応ということで、中山間地域等の直接支払いを中心とした対策について御説明

しております。

米の生産調整の問題につきましては、現在、米づくりの本来あるべき姿について、大々的な検討が行われておりますので、その検討を進めているところでございます。

16の農村・農業の伝統文化について、もう少し力を入れて振興なり継承すべきではないかというご提案を受けております。これにつきましては、従来から非常に重要な分野だとは認識しております、昨年度から、外郭団体を通じて、顕彰事業を始めているところでございます。

17番目につきましては、規制の緩和ということで、こういう規制の緩和をすると農村が利便になったり、都市農村交流が進むのではないかというご提案を受けているところでございます。1つは防火水槽なり消火栓の問題、もう1つは食品衛生法なり旅館業法の規制の問題ということでございます。

消火栓なり防火水槽については、消防計画に明確に規定されているものについては、現在の事業でもできる事業が相当数あるということでございます。

農家民宿の開業に関する諸規制でございますけれども、これについてはいろいろな意見があるわけでございます。ご提案者から大分県の例も御紹介いただいているのですが、各都道府県で、食品衛生法なり旅館業法に基づいて細分された基準の取り扱いが違っているようでございますので、「農林漁家民宿開業の手引」といったものも作りまして、開業しやすい形で運用されている例を各地に紹介して、その普及推進に努めているところでございます。

ただ、旅館業法も食品衛生法も、あるいは消防法も、いわゆる安全・安心にかかわる部分の大きな基準でございますので、これを一方的に緩めることがユーザーの満足につながるのかということは、十分検討して進めなければならぬ課題だと考えております。

(宮坂食糧庁総務課長)

食糧庁であります、まず政策評価シートで申し上げますと、45番の米の消費関係であります。これにつきましては、前回の評価会の際に、新たなサブ指標として、加工に着目したものを考えますということをお願いしたかと思っておりますが、サブ指標といたしまして、米加工新製品生産量の伸び率を掲げることといたしました。なぜこうしたかということ、従来、新製品開発のために無償交付する制度があったわけでございますが、それだけでは本当に米の消費拡大につながっていくかどうかよくわからないのではないかと御指摘もございましたので、この無償交付制度を活用してできた新製品の生産量の伸び率をもちまして、その普及度合いを確認していこうということであります。

46番の米の需給の関係であります。前回、尾野村委員から、今、米政策の見直しを進めている中で、その政策評価の仕方についてもいろいろな指標を考えるべきではないかというお話がありました。そもそも米につきましては、13年、14年にかけて、米の生産・流通・消費、いろいろな面で、現在の政策がどのような効果をもっているかということで、総合評価をいたしているところであります。さらに、今進めております米の政策の全体の見直しという点につきましては、今、その生産調整の研究会で中間的なとりまとめがなされて、いよいよこの秋から本格的な最終とりまとめに向けての議論ということになるわけでございます。その結果を受けまして、適切な指標を置けないかどうか検討したいと考え

ております。

47番、麦の需給の関係であります。麦の需給に関しましても、前回、尾野村委員から、単に生産が増えるだけではだめなので、需給のミスマッチがあるのではないかというお話がございました。その点をきちんと確認していくということで、民間流通麦の年内契約率100%というサブ指標を掲げたところがございます。具体的には、麦の生産前に、需要者側と生産者側の間で麦の契約をするわけですが、不人気なものについてはどうしても契約率が低く、高いものについては供給を上回る需要が起こるということでございますので、そういうミスマッチを解消するために、年内できちんと契約するようにという指導をしているわけですが、その契約率につきまして、100%という目標を掲げたところでもあります。

パブリックコメントの関係でございますが、6ページの18番でございます。18番「米消費」の関係で、米の消費拡大を目的にして、「隠れ家ごはん」という番組を今年の4月から放映しているわけですが、出演者のキャラクターに興味がいって、なかなかその中身にまでいかないのではないかと、その取り上げ方をもうちょっと考えてはどうかと。見ていただいているということは確認できるわけですが、テレビは影響力が非常に大きいというのをおっしゃるとおりでありまして、そうした意味で、今回テレビを本格的に活用して、番組を提供しているわけですが、確かにいろいろな御意見があります。その視聴率も次の日にはわかるということで、視聴率とともに、その内容についての改善を今図っているところがございます。今年の4月からということでございまして、緒にいたばかりでございます。このような御意見を踏まえまして、より見ていただくような番組にしていきたいと思っております。

(門田情報システム課長)

私どもの方で政策評価シートの変更点はございません。

パブリックコメントですけれども、6ページ、19番でございます。御意見を1ついただいております。農産物は、もちろん食べるのが主眼なのですけれども、それ以外にもさまざまな用途に使われているのではないかと、そのようなことも消費者に積極的にアピールする必要があるのではないかと、「食」と「農」の距離を縮めるためにも、そういう努力が必要ではないかという趣旨だと思います。それに対しまして、私どもの考え方でございますけれども、おっしゃるとおりでございまして、私どもとしては、「農」に係るさまざまな情報につきましては、インターネット等によりましてタイムリーに提供させていただいているつもりでございます。

また、各地でいろいろな取り組みがあるわけですが、これにつきましては、統計情報部の組織を使いまして、「農林水産現地情報」という形で、これもインターネット上で提供させていただいております。各地でのさまざまな新しい技術や新しい取り組みについて情報収集しておりまして、その結果についても情報提供させていただいております。

いずれにいたしましても、今後とも関係する情報の提供に積極的に努めていきたいという趣旨でございます。

(長統計調整課長)

統計情報の関係でございますが、政策評価シートについての変更点はございません。またパブリックコメントの方につきましても御意見等は特段ございませんでした。

(企画評価課環境対策室平沼監査官)

環境対策室長の西郷が本日、ヨハネスブルクのサミットの方に出張しておりますので、代わりまして、監査官の平沼と申しますが、私から御説明させていただきます。

まず、地球環境保全、51-1からでございます。まずはサブ指標ということで、森林の吸収につきましましては、京都議定書の関係で1,300万炭素トン、CO<sub>2</sub>では4,770万トンということで、大綱にも明記されたわけですが、その目標達成を評価する意味で、サブ指標として、今回、現在考えられるものとしまして、議定書の3条3項に対応したものとしまして森林造成面積を入れてございます。波線が引いてあるところです。3条4項につきましましては、保安林の配備目標面積ということで、1,000万ヘクタールほどの保安林の目標ということで入れております。3条3項とか3条4項といっても少しわかりにくいので、51-4の最後に(注)として、3条3項と申しますのは、1990年以降に行われた新規の植林及び再植林ということでございます。3条4項と申しますのは、1990年以降、持続的な森林経営の一環として行われる人為的活動ということで、下刈り、間伐などの保全整備行為や、保安林や自然公園における法的規制を通じた保全管理が該当するというので、そういったもので現在考えられるものを入れさせていただいております。

なお、特に林野庁におきまして、森林に関します、いわゆる「10ヵ年対策」と称しておるものを、今年度の予算の状況などを踏まえながら、鋭意、具体的な数字についても策定していくということを聞いておりますので、そういったもの、それから、気候変動枠組条約の国際的なSBSTAという補助的な会合やCOPといわれている総会などに向け、現在、IPCC、気候変動に関する政府間パネルというところで、具体的にこういったものが対象となるかを検討しておりまして、こういったものと両方いろいろみていきながら、適宜見直しをさせていただきたいという考えでございます。

もう一点は、農地の関係でございます。51-3ページの下の方にありますが、大綱では42万トンということで挙げておるわけですが、これにつきまして、算出方法を明記させていただくということで書かせていただきました。14万ヘクタールにおいて緑肥栽培等を行うことを目指しておりますということはこれまで御説明してきましたが、具体的には、おおむね5年に1度、緑肥栽培などを行う状況の中で、1年間で3トン/ヘクタールということで計算しております。

また、この毎年の評価における算出方法につきましましては、当面の間は、補助事業で緑肥栽培等を行った累積対象面積と二酸化炭素抑制値(3トン/ヘクタール)から算定することにしております。この際、一度補助事業の対象となった農地におきましては、その後も5年に1度の頻度で、繰り返し緑肥栽培を行っていただく。こういう持続的な環境保全型農業に取り組んでおられるところにご努力いただくということで考えております。

また、51-4ページの上の方でございますが、なお、緑肥栽培等の補助事業の中では土壌分析を行うこととされておりまして、農業土壌の研究の中では、一定の炭素分をはかる測定法があるということでございますが、こういった分析値が集まりまして全体の傾向が明らかになっていった後に、緑肥栽培等を行ったとき、炭素量がどう変化したかというも

のから、実際に行った面積を掛けて算定していく。

なお、先ほど申しました気候変動に関する政府間パネルの中でも、農業の土壌についての算出の議論が行われておりまして、こういうことにもこういったデータが役立っていくのであらうと思えますし、そういった議論にも適切に対応するような形で算定していきたいという考えでございます。

政策手段シートにつきましては、51 - 13ページに、記入漏れがございました緑化推進対策事業等の事業を追加させていただいております。

それから、ミスがありまして、国際機関、I T T O等に拠出しているものを含めておりましたが、それは該当しないということで、4事業につきまして削除したということでございます。

(新木企画課長)

まず、政策シートの修正関係でございます。52の「森林の多面的機能の発揮」につきまして、尾野村委員から、「重視すべき区分ごとに次のような森林に誘導するよう」という点線で囲まれた部分がございますが、ここが一番わかりやすい、このことを国民に提示できる数値として表現できないか、森林の多面的機能の重要性をわかってもらえるものとして、国民にアピールできる数値を出すべきではないかという御指摘をいただいたところでございます。これにつきましては、御指摘のとおりということで、検討が必要であるということで今やっておりますが、申しわけありません。時間を要しているところでございます。治山事業等の長期計画もありまして、その中でアウトカム目標を設定するという検討を別途やっておるわけでありまして、それとも関連いたしておりますので、その状況も踏まえる必要があるということでございます。

そういうことでございますので、「森林の多面的機能の発揮」のアウトカム指標につきましては、もう少し時間をいただきまして、年内をめどに設定できるように検討してまいりたいと思っております。というわけで、52 - 3の備考に、森林の重視すべき機能に応じた指標につきましては、年内をめどに設定する方向で検討するというところで書かせていただいたところでございます。

前回、委員の先生方からいろいろ御指摘・御質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

まず、54番の「森林・林業に関する研究開発の推進」のところでございます。これは、農、林、水産ということで、技術開発関係につきまして、同じような論文の数を指標としているけれども、その3つの分野で違っているのではないかと。農業は1.0、水産は1.1、我が方の林野は、でございますが、0.8になっておるわけございまして、特に我が方につきまして御指摘いただいたと考えております。

森林・林業分野の研究関係の論文数でございますけれども、この目標につきましては、平成7年から11年度までの5カ年の平均論文数を研究員数で割りまして、0.73になるわけでございます。そういうわけで、目標年度における目標といたしましては、研究員1人当たりの論文数を0.8ということで、アップさせる方向でやろうということでしたところでございます。理由をもう少し申し上げますと、林業分野の研究は、樹自体が数10年、50年ということで、伐採するまで時間を要しまして、当然、研究につきましても長期間を

要するというところでございます。また、森林が対象でございますので、広いフィールドにわたっております。そういうこともございまして、通常、2人から4人ぐらいの共同研究者で論文を1本つくるといったところでございます。過去の趨勢につきましても、54-1に出しておりますけれども、平成12年では0.52、平成13年では0.77ということで、大体0.7あたりの数値になっておるわけでございます。したがって、目標値といたしましては、平成16年の0.8に向けまして、その折れ線グラフのような形で上げていきたいと考えておるところでございます。

また、研究開発費につきましては、平成14年度から、 に出しております「実用化する技術」の数の割合を100%にするということで、目標値を増やすということで出させていたところでございます。この点につきまして、守屋委員から、分母と分子は一体どのように考えるのか、また実用化といっているけれども、それはどういったものが対象なのかという御質問をいただいたところでございます。これにつきましては、特に54-5をござらんになっていただきたいと存じますけれども、分母は、毎年度、技術開発の最終年度となりまして、終了評価を受ける課題でございます。54-5の上の方に出しておりますように、A、B、C、Dの4つで評価を受けるわけでございますが、そのうち、Aの「目標を十分達成」、Bの「目標をほぼ達成」というものを分子として、先ほど申しましたように、終了評価を受けた全体を分母とするということでございます。「実用化する技術」でございますけれども、AとBとでございます。これは、設定する課題によりましてさまざまではございますけれども、大まかに申し上げれば、Aは、技術開発の結果、企業ベースで実際に技術的に開発・製造が可能であると判断されたもの、Bは、コストの低減、あるいは性能の向上等が行われれば、実用化ということでやっていけると判断されたものと考えておまして、このAとBが100%となるのが今回の目標の設定ということでございます。

55番でございますけれども、「山村地域の活性化」でございます。これにつきましては、目標としては書いておりませんが、この 、 、 の指標につきまして、正確に書くために、「事業実施前を上回る」ということで文言を修正させていただきたいといたしました。そうしましたところ、高橋座長から、事業実施以降の成果でやっていくということであれば、これは手段別の評価と同じではないかという御指摘をいただいたわけでございます。私どもといたしましては、55番の政策評価シートにあります「山村地域の活性化」の実績評価は、シートの後の方にも出てきますけれども、複数の事業を対象といたしておりまして、そういった事業の実施の後に、 、 、 のいずれかの指標を満たすということでございます。また、政策分野といたしまして、 、 、 の指標を定めまして、そのいずれかを達成するというので、目標に対する達成度合いから、「山村地域の活性化」全体として政策を評価していくということでございます。複数の事業を対象といたしておりますということ、また、このような目標値をちゃんと設定いたしまして評価していくということ、この2点におきまして、手段別の評価とはまた違って、全体のことで評価していくという意味合いがあると考えておるところでございます。

パブリックコメントでございますけれども、林野庁関係では、20番「多面的機能」ということで御意見をいただいております。「意見」といたしましては、要するに、水資源の涵養ということで森林をよりPRし、国民の理解を深めるべきではないかということでございます。「対応」といたしましては、本当にそのとおりでございまして、私ども

といたしましては、水源涵養機能等の多面的機能を有しているということで、いろいろな機会をとらえてPRをやっていきたいということでございます。とりわけ、来年3月に第3回世界水フォーラムというものを関西の方で開催いたしますので、こういったところを通じまして、森林・林業の果たす役割につきまして、より一層PRに努めてまいりたいと考えております。

(山川漁政課長)

政策評価シートの変更点は特にございません。委員の先生からの御指摘、また、パブリックコメント等についても特にございません。

(高橋座長)

ただいま、前回の委員からの指摘事項と、パブリックコメントで提出された意見に対する政策シートの訂正等について説明がございました。それでは、ここで委員の皆様から順次御意見をいただいた後、ちょっと休憩をとりたいと思います。

(森本委員)

一度、評価会において除草剤の件を話題に出したと思うのですね。今度も農薬の話が実際出ているわけです。ホームセンター等で売られている除草剤で、駐車場などといったところでは使っていいけれども、農作物関係では使ってはいけないというはずが、よその地域では実際使われているという話をしたときに、同じ製品であれば、農業資材費の低減という観点からいえば、それは逆に認めてもいいのではないかという話をした覚えがあります。ただ、今、農薬の問題がいろいろ出ていますと、その辺のところがあいまいな状態では、世論の中で同じことが言われるのではないか。使ってはいけない除草剤等が使ってはいけない場所で使われているということになると、また同じような問題が出てくるのではないかという懸念が少しあります。その後の説明が何も無いような気がしているのです。除草剤の件に関しては、たしか何も出ていないですね。特に生産局だったと思うのですが。

また農業資材の件ですが、今井経営政策課長が、合併農協の部分で生産資材の低減ということを言われていますね。これは、簡単にいえば、合併したことによって系統が2段階になるから、当然安くなるということを言われているのですか。それとも生産資材を別なやり方の中で安くするという新しい切り口なのでしょう。その辺のところは、ただ単に合併農協のメリットとして生産資材を安くすると書いてあるのだけれども、ただ単に系統2段階の中で手数料がその分減るではないかという発想であれば、これは別に政策の中でなくても、市場というか、農業団体の努力の中でやっていくものであって、別に農水省がどうこう言うほどのことではないような気がする。もしそうであれば、生産局の生産資材の低減とどのようにリンクしていくのかなと。そういうところが気づいた点でございます。

(田中委員)

前回いろいろ指摘したことも、議論の上で一応継続したりしておられるわけで、それはそれで結構だと思います。政策評価をどのようにしたら一番的確であるかというのは、やはり行きつ戻りつしながら検討すべきでありますから、それで結構でございますけれども、

政策評価と行政評価は、基本に立ち返って、もう一回きちんと議論した方がいいと思っています。指標やサブ指標をどうとるかということについては、一つずつ、まだまだいろいろあるかと思いますが。一々申し上げませんが、これも、先ほども言ったように、行きつ戻りつしながら検討しなければ仕方がないと思います。

(尾野村委員)

ちょっと厳しい意見になると思いますので、覚悟してください。はっきり申し上げまして、この政策評価シートの案について、私は賛成できません。反対です。多くの項目でやり直してほしいと思っています。

何でそういうことをいうかといいますと、今の農林水産省の置かれている立場をきちんと認識してほしいと思います。去年から何が起こったか。事務次官が責任をとってやめなければいけなくなった。大臣へのやめろという声があった。ここにいらっしゃる高橋座長がBSEに関する調査検討委員会の座長をやって、それに基づいて報告を出されて、長年、農水省の中核組織であった食糧庁がなくなって、この組織とは別のところで、食品の安全ということを専門にやる組織がつけられた。高橋先生に対して、農水省の方々には誠に失礼だと私は思うのですが、ああいった調査検討をしている中で、雪印食品と日本ハムという日本の食肉の大きな会社があつてはならない犯罪を犯していたのに、農水省ではそのことが夏になるまで発覚できなかった。したがって、今、国民と消費者の間で、農水省に対してどういった目が向けられているかということ、政策評価をやっていくとき、きちんと認識してもらいたいと思います。そうでないと、政策評価というのは一体何をやっているのかということで、そのことの意味すら問われていると私は思います。現に私のところに個人的に、政策評価の評価をしなければいかなという意見を言うてくる新聞記者もいますし、食品関係の団体のトップに近い偉い方もそういったことを私に言ってきます。

具体的なことを申し上げると、一連のことで問われていることについて、この14年度、農水省はどういった政策をやったか、それをきちんと評価できるようなシートをつくらないといけないと思います。

典型的なところでいいますと、食肉鶏卵対策だと思います。ここに目標値として生産数量を書かれていますが、食肉鶏卵対策ということで今年度何が行われたかということ、BSEに関して買い上げ制度が行われました。そのことに関して、大変ずさんなやり方だったということがはっきりしています。もう一つ、重大な犯罪が行われたということもまた事実です。このことを政策評価の中でもきちんと評価できるようなシートにしてほしいと私は思います。そういった評価については、別な第三者委員会をつくって、農水省がおやりになるということも間接的には聞いています。もしそこでやるという理由で、政策評価でやらないというのでしたら、食肉鶏卵対策のシートは外してほしいと私は思っています。そうでないと、我々のところでやる評価が来年の数字によってはAと出た一方で、とても犯罪的な政策が行われて、深刻な総括をしなければいけないという評価がもう一方から出たときに、この政策評価会は信用失墜どころかメンツ丸つぶれで、何をやっているのかわからないということになると思います。私は、そういったところはやりたくありません。つまり、シートを完全に替えるか落としてほしいと思います。

なぜこんなことを言うかということ、この政策評価は、国民と消費者からの農政に対する

信頼と信用を向上させることが目的だと思います。そうであるのだったら、信用失墜した政策をどのように評価して、どのように信用回復させるかということが政策評価の役割であり、単に生産数量や頭を評価の基準としてやるのは間違いだと思います。認識は説明されている中の課題のところでも書かれていますので、私は全く認識していないとは思っていません。でも、こういうやり方は、14年度の評価に関してはこれでいいのかなということで、私はむしろ反対の意見をもっています。前回、高橋先生から、私たちは、承認ではなくて、意見を言うだけだということで、少し気楽になって意見を言わせてもらっているのですが、率直なところ、そういった意見です。

17-2の「関係者が取り組むべき課題」というところでいろいろ書いてありますが、ここは、今回に限っていえば、政策当局者が総括すべき課題をきちんと書いてもらいたいと思います。そうでないと、消費者と国民からの信用は回復しないと思います。

「食品安全性・品質確保対策」というところに関してですが、2-1の一番下に「関係者が取り組むべき課題」というところがございます。私は、このところから目標値なりサブ指標を出してほしいと思います。そうでないと、食品の安全性等についての国民の信頼回復はないと思います。食品等の表示と規格についても同様のことが言えると私は思います。

長くなるので、もう一つだけ言わせてください。米の需給調整のところについてですが、これも今、別なところで全体的な見直しということで、減反政策そのものをやめるかとかといった議論が行われています。ここに出ているような指標で評価するのでしたら、このところもそちらに任せて、評価そのものは今回は見送った方がいいのではないかといいますのは、ここに出ているような数値だと、13年度の経験からして、AとかBという評価が出てくる可能性があり得るわけです。私自身も関係者の人に随分からかわれているのです。「農水省は何を考えているのかわからない。A評価で抜本の見直しをやると。それでは何のために評価しているのでしょうかね」と。私は、今、田中委員もおっしゃったように、「評価というのは、右に行ったり左に行ったりしながら、だんだん改善していくのだから、そこは理解してもらわないと困りますね」という釈明はしていますけれども、その釈明は、14年度に関しては余り通用しないのではないかと私は思います。

まだほかのところでもあるのですが、長くなりましたので、主なポイントだけ申しました。

(大木委員)

まず、「パブリックコメントによる意見及び意見への対応」というところですが、1の「全般」のところ、政策手段のことはこういう形でやっていますよという説明を具体的にさせていただきましたけれども、この意見に対して対応の仕方が、この表でみる限りでは、対応していないのではないかと感じがいたします。この方は、手段シートと同様に、評価シートにも担当課名を書いてほしいという御意見なのですけれども、それに対して、ここでは手段シートについてのことだけが書いてあるのですね。そうではなくて、こういうのをどういうところに出すのかわかりませんが、こういう場合は、このような理由だから手段シートをみてほしい、こういう理由なので、ここではそういうものは不要なのですよということが一言書いてある方が一般の人にはわかりやすいと思うのです。

もう一つ、17番のところ、先ほど振興局の課長さんが丁寧に説明してくださったのですけれども、この対応の仕方ですが、現状ではできますという答えだと思うのですね。でも、実際には、ある条件のもとでできるということなので、この方は、その条件をもっと低くすべきだという御意見で、それを何とかしてほしいということだと思います。それに対して、今の御説明ですと、安全にかかわることだから、一方的にそういうことは、というお話だったと思うのです。そうではなくて、消防法や食衛法はほかの官庁の所管でありますけれども、こういう場合、現場の事情をよく調べて、積極的に対応するのがあるべき姿だと思うのですね。「情報の提供等に努めて参ります」というお答えの仕方では進歩がないと思うのです。この方は真剣に書いておられるのですから、こういうことは進歩がみられるような進め方をしてほしいと思いました。

政策評価の方ですけれども、3の「食品等の表示・規格制度」のサブ指標の いうところで、「分かりやすく信頼される表示制度の実現」というのがあります。そういうものではなくて、今、消費者は、どの表示をみても信頼していないわけですから、いかにそれを回復しようかということが目標にならないとおかしいと思うのです。ですから、そのところは、「消費者の信頼度のアンケート調査による向上」としてもらった方がいいと思うのですね。有機の表示がこうなっていますと、括弧書きになっていまして、それが増えたからといって、今の状況では信頼されるものではないと思うのです。肉と同じように、有機の表示にももしも偽装が出たら、かえってマイナスになってしまうのではないかという感じがいたします。

16の「酪農乳業対策」のところすけれども、去年から、本当にどうしてこうなったかというBSEの問題がありますが、この酪農の対策のところでもこの影響はかなりあったと思います。BSEの影響で、廃用牛の問題が生産コストを圧迫して、今までは廃用牛が売っていたのに、こういうことで売れなくなったということが現実にあるわけすけれども、16の乳業のところでは、お天気がどうだったからこうこうだったということだけで、どこをみてもBSEに関することには一つも触れていないのですね。乳業にも大いに関係してくるわけすから、BSEに関して全く触れていないということはやはりおかしいのではないかと思います。触れたくないという気持ちは本当にわかるのですね。ですけれども、食肉だけではなくて、乳業にもこんな影響があって、コストはこうなっているのですよということも書かれていないと、という感じがいたします。

もう一つは、細かいことすけれども、16-7の〔政策分野の目標設定の考え方〕というところで、「より低価格で、消費者の求める安全な生乳を安定して供給するため」という言葉があるのですが、消費者は安い方がいいということはそうすけれども、牛乳が高いとはみんな思っていないですよ。水よりも安いということは前からいわれているわけすから、むしろ適正な価格で、きちんと安全にやってほしいというのが願いだと思うのです。例えば加工に使うものだったら、外国との対抗で安くしなければ、というのがあるけれども、消費者に生乳を安定して供給するという場合、これを「より低価格で」といったら生産者はどうなるのだろうというところまで思いがはせてしまったのですね。ここの言葉はちょっと問題なのではないかなという感じがいたしました。

20番の目標値の のところで、「摘発率」はおかしいということで、「発見率」にかえましてということで、これはわかるのですけれども、「前年を下回ること」と書いてあるので

すね。「前年を下回ること」という考え方は間違っていると私は思うのです。前年を上回ってもよいから、隠れた病牛を完全に発見して、原因を究明すべきであるという考え方ではないかと思うのです。「下回ること」といったら、見つけなければいいという感じに受けとめられがちなのですね。「摘発率」は「発見率」にかわったけれども、この書き方だとみんなが逃げるようになってしまう。そうではないのですよ、農水省はできるだけ発見するのですよという姿勢がこれでは見えてこないと思うのです。ですから、ここのところは間違っていると思います。

25の種苗のところですけども、基準発芽率が2.2となっていますね。それは前回も申し上げましたけれども、このままになっているのですね。これを計算して、過去5年間の最高と最低を引いてみますと、平均すれば2なのですね。これはやはり甘いのではないかと思うのです。というのは、一般の庶民は、このようになっていると、例えば無料で配布する種がございますよね。あれは、なかなか芽が出てこないものが配布されている例が多いのですね。「そういうものに回っているのかしら。だったらもっと厳しくして……」とか、「ああ、こういうのだったらいいものがもらえないのね」という感じを庶民はもちますよ。ですから、こういうところはやはり厳しく、2なら2と目標をきちんと定めるべきではないかという感じがいたしました。

具体的に一つ一つみていると、そういうところが見受けられましたので、ちょっといわせていただきました。

(秋岡委員)

食品の安全性に関連して、どういうスタンスで臨むかということについて御質問したいのですが、先ほど、「万が一BSEが発生したときには」という表現があったと思うのです。BSEはもう「万が一」ということではなく、この間5頭目かなんかがいたと思うのですが、農水省が「万が一」といって語るべきものなのかなと。「万が一」は外して考えましようよとなっているのだったら、文中には「万が一」を使わないべきではないかという問題が1つ。

BSEに代表されているかもしれませんが、日本の経済がすごい勢いでグローバル化していく中でいろいろなものが入ってきて、チェックするところの日本のシステムなりが追いついていないから、BSEとかいろいろなことが起こってきているのだと思うのですね。それはBSEだから起こったとかなんとかということではないとすれば、グローバル化がどんどん進んでいくので、そういうことはあり得べしというスタンスでいくのか、あるいは、政策評価シートの2番の目標値のところの中央にも、発生させないようにするけれども、「万一、重大な食品安全問題が発生した場合には」と書いてあるので、食品安全に関する「万が一」をどう考えるのかというのが、政策評価や評価の仕方などでどのような感じなのかなと。「万が一」を外した方がよければ外して、水際で防ぐことと同じぐらいの、「万が一」ではなくて、同じ力を割くべきことですよということ国民にはっきりいうなり示した方がいいのかなという感想をもちました。

(高橋座長)

それでは、最後に私から。スタートラインから、網羅的な政策シートでは一般の人もわ

かりにくいし、我々も重箱の隅をつつくような話ばかりやっているという印象がありました。そこで、14年度からは政策ツリーという形を何らかの形で導入しよう。そのための特別の評価会を別途開催しようということでございますので、長年の懸案が一つ前に進むかなということで期待しているところでございます。

残念ながら、パブリックコメントが非常に少なかったことは、やはり厳しく受け止めなければいけないことではないでしょうか。こんな大部のものをパッと出されて、パブリックコメントしろといったって、これは誰もできませんよ。提出された意見を読ませていただきまして、やはりセミプロの人が多いのです。セミプロでなければパブリックコメントできないとすれば、パブリックコメントの意味がないと思うのです。農政について、一般の国民は非常に興味をもっていると思うのです。その人たちがコメントできるようなパブリックコメントのシステムを考えなければいけない。これは今回、大いに反省すべきことではないかと思うのです。そのあり方をどうすべきかということをもたここで審議すべきではないかと思えます。政策ツリーで柱になる4項目なり7項目なりだけを読んでコメントしていただければという形になれば、もっと違った形でたくさんコメントが来るのではないかと思うのですが、政策ツリーの審議も兼ねて、これを考える必要があるだろうと思えます。

さて、14年の評価がこういう形でスタートするわけでございますが、今までの段階では試行錯誤でやっていこうということで、私どももそのつもりでございました。しかし、試行錯誤ということは2年間は言えると思えますが、3年目も試行錯誤とはいえないと思うのです。そういう意味で、先ほど来の、特に尾野村委員の御意見は後半で大いに議論していただきたいと思う。また最近、急速に出てきた無登録の農薬の問題などは、14年の政策評価の大きなテーマになると思えます。また、遺伝子組み換え大豆が豆腐や納豆で発見されたということも大きな問題になると思えます。BSEで幾つかの評価が、13年度では評価できないということで処理されました。場合によっては来年も、14年の評価で、この問題、あの問題は評価できないという形になるかもしれません。ですから、今から、例えば無登録の農薬の問題がどのように展開するかということを目論みながら、この目標などを視野に入れていかないと、ただここに書いてある数値だけだとすれば、Aに評価されることにもなってしまうということをお大いに考えてほしいと思えます。

尾野村委員も発言されましたように、今、いろいろな委員会が並行して進んでおります。過去の食肉買い上げ事業を評価するという第三者委員会も近々立ち上がるということですが、どういう委員会が行われているのか、我々にちゃんと教えるべきではないかと思うのです。私自身、中央卸売市場をどうするかという食品流通効率化に関する検討会の座長をやっております。それから、農業普及事業のあり方に関する検討会の座長を務めております。これは抜本的に変えようという意図を事務局が吐露してくれたので、座長を受けておりますが、そのようなものが今どういう形で進んでいるのか。生産調整に関する研究会については中間報告が出ているのです。これは我々、まだもらっていないと思えます。中間報告が出たものがなぜ私どもに配付されないのか。農業白書、林業白書、漁業白書も我々もらっていないのではないかと思うのです。これは事務局としてやや怠慢ではないかと思えます。少なくとも政策評価会では、そういった派生したような資料については提供していただく必要があるのではないかと。

関連することなのですが、規制緩和特区の話が出ておりますね。これは農林水産省ではどういう形で進んでいるのかといったことについても、しかるべき時期に我々にちゃんと知らしめていただきたいと思います。

まだまだいろいろ意見もあろうかと思いますが、ここで10分ばかり休憩しまして、そして議論を続けていきたいと思います。

それでは、少々休憩したいと思います。

( 暫時休憩 )

( 高橋座長 )

それでは、時間がまいりましたので、再開したいと思います。

残るは1時間ということでございますが、問題が非常に多く、大きな問題もあります。まず、政策シートにかかわる幾つかの点が指摘されました。それについて、順番は問いませんので、各課、あるいは局庁から回答いただきたいと思います。

( 企画評価課牧元調査官 )

シートにつきまして幾つか御指摘があったところでございますが、まず、尾野村委員からございました全体的な御意見につきましては、話題が出ました食肉とか安全性とか、分野ごとに各局からお話があるかと思えますけれども、全体的な点としてひとつ御理解いただきたいのは、今御議論いただいております実績評価につきましては、基本的には、我が省の政策を全部網羅して、かつ、それぞれの分野ごとに定量的な目標を立てて、それに対して計測していくということで、我が省の政策の全体の進捗度なりをみるということで、非常に意味のあることかと思っております。

ただ、委員御指摘のように、最近様々な事件等が起き、その事件に対する対応のような問題については、もちろん政策評価にも影響をもたらすものでございますけれども、個々の事業に発生したスキャンダル的なものについて、それを検証していくという面もあろうかということで、場を切り離して議論するという方向が従来からとられてきたと認識しているところでございます。

ただ、御指摘を踏まえて、個々の政策評価のシートや目標等につきまして、修正できるものがあれば、もちろん修正を図っていくということでございますけれども、基本的なスタンスとしては、我が省の政策全体について、まさに実績評価という観点から進捗度をはかるため、こういう仕組みをとっているのだということは御理解いただきたいと思っております。

( 尾野村委員 )

別にここで議論するつもりはないので、一言だけいわせてもらおうと、農水省の政策評価会が何をやっているかということは、一般の方は私が言っているようなことを理解しているので、そうであるならば、我々が承認するとかしないとかという問題ではないというのは前回確認されたので、消費者や国民の方の中では、そういった立場の理解をしている方が圧倒的なので、そういった意味を踏まえて、反対という意見を表明しただけです。

(高橋座長)

この問題は非常に重要な問題でございますので、まず、細かい点についての回答を得た上で、時間をかけて議論したいと思います。

幾つかありましたね。BSEの発生件数を減らすことが政策目標であるということでのいいのかという質問がございました。その他関連するものがありましたらどうぞ。

(臼杵食料政策課長)

それでは、細かい話というよりも、大きな話もあるわけでございますが、特にシートにかかわることで御説明したいと思います。

まず、尾野村委員の御意見は非常に大きな話と認識しております。関係者の課題のところから目標値を設定すべきというのがございますが、私ども、安全や表示についての実績評価は、あくまで定量的な判断を私ども役人自らがやっていく必要があるということで、この半年ぐらい議論して、それなりに工夫したつもりでございますので、次のアイデアがすぐ浮かばないのが実情でございますが、先ほど官房の牧元調査官から説明させていただいたように大きな話ですので、どう対応するか、また官房とも相談してやりたいと思います。

大木委員からいただいた意見で、表示と信用と申しますか、わかりやすい表示については、今まさに表示の懇談会を厚労省の公正取引委員会でやっておりまして、中間とりまとめを8月20日に行いまして、これはやれるところからやっていこうと。告示や省令などで表現や賞味期限など食い違っているものがあるのですけれども、そういうのは同じようにしていきましょとかいろいろ提言いただきまして、やれるものからどんどんやっていくと。表示の一元化も視野に入れて、法律改正までどうしていくかとか、これはどんどん改善に努めております。それが1点でございます。

これについての定量的な指標を実績評価のシートに設けられるかというのはなかなか難しいと判断しております。有機のことは、またああいう問題も起こっていますので、大きな話になりますが、わかりやすい表示の実現というのは、有機のことにちょっとそぐわないかなという意見をいただきました。私どもがこれを意図したところは、有機の表示制度がきちんと定着しつつあるかというところを今度新たに政策評価シートにもって行って検証する。それをみるには、認証者数等が増えつつあるのかと。一方で、中国での有機の表示とか、国内でもいろいろ問題があることはあるのですが、それは別としまして、有機表示制度システム自体が定着しつつあるのかをみたいということで、タイトルがわかりやすい表示というのはちょっとそぐわないかなという気がしますので、そこは改善したいと思いますが、そういう趣旨でございます。

秋岡委員の安全性のスタンスですが、例のBSEの報告書を受けまして、私ども役人の間でも「リスク評価」「リスク管理」という言葉が定着しておりまして、その危害をどうとらえ、その確率がリスクであるということで、食品も安全ではないということは農水省の職員でも認識しつつありますので、これを今後、私ども、「食育」と申しておりますが、教育段階でも子供たちにきちっと普及させていこうと。今まで私ども農水省の役人も、食品は当然安全なのだということで行政を進めてきたわけでございます。そういう問題は厚労

省が担当しているという認識だったのですが、そこはスタンスとしては大分変わってきております。

ただ、2 - 1ページに出ておりますが、表現で「万一」というのをどうするか。そういう認識ではスタンスは大きく変わっておりますが、日常的な食中毒ではなくて、もう少し大きな食品事故がいろいろ起こり得る。そういうのは国を挙げて安全対策をしていく必要があるという意味で「万一」という言葉を使っておりますが、ここの表現はまた考えたいと思います。

(川口生産振興推進室長)

生産局でございますが、幾つか各員からいただいておりますので、御説明させていただきます。

最初に、森本委員から、ホームセンターの除草剤が比較的安く手に入るということで、できればそういうのも使うべきではないかということでございますけれども、除草剤については、農薬取締法で毒性評価、長期の毒性、急性の毒性とかやっております。同じ成分であっても、ということですが、農薬として使う場合には、使用方法や使用時期などをちゃんと認識されていないと、間違った環境での悪影響みたいなものが出てくる可能性もあると思います。同じ成分であったとしても、製造するところ、人が違っていたり、場所が違っていたりしますと、別の製造でも同じ成分は作り得るものですから、そういう場合ですと別な副産物、副成分が出て、ややもすると危ない成分が出てくるかもわかりません。ですから、そういうのを踏まえた形で、やはり登録した形での薬剤を使っていたのが一番安全かなと思っております。

(森本委員)

それならそれで徹底してしないと、そういった除草剤等が使われているということになると、これはまた一つの問題提起になってしまうわけでしょう。わかっているけども指導できなかったから、消費者がこの問題をみたときに、実際使ってはいけない除草剤を農家がそういうところで使っているという問題になってしまって、これは大変な話になってしまうよという話です。だめならだめと。ただ、農家も悪いと思わずに結果的に使ってしまったという場合もあるわけでしょう。その辺のところは徹底して指導していかないと、本当にまた同じことの繰り返しになってしまうと、大変な話になってしまう可能性もあるよという話ですよ。だから、いいとか悪いとかの話ではない。もう少し先をみて、指導できることは指導していかないと手おくれの話になるよということを私としてはいいたいのですね。

(川口生産振興推進室長)

わかりました。農地以外のところに使われる除草剤もそういう危険性があるということで、県を通じた形で指導はしているのですが、実際にはそれが必ずしも守られていないという実態もあるかと思っております。無登録農薬の事件が先月から勃発しておりますので、それも含めた形での流通、使用といった規制をどうしていくかということで、これは農薬取締法の改正につながってくる話だと思っておりますので、これは農薬取締法の改正の検討の中でち

ちゃんとやっていきたいと思っております。

前回、尾野村委員から食肉の御意見をいただきまして、その後、日本ハムの例の事件が出たということで、私ども、肝に銘じて、という気持ちは十分もっております。ただ、政策評価の目標値自体は実績の評価ということでございますので、結果的には数量やコスト低減といった数値が出てしまっているという感は否めないと思っております。ただ、〔目標設定の考え方〕のところには、農林水産省の体質のあり方を含めて、これからどうしていくのだということは明記して、それは国民に発信したいなということをつけております。まだ不十分な点がありますものですから、そのあたりはまた原課と相談しながら検討していきたいと思っております。

大木委員から、酪農のところで、BSEの影響で廃用牛が売れなくなったという話をいただいております。これについて、13年度の評価に入れるのかどうか。もう既に終わっておりますが、何らかの形でできるような形で相談させていただきたいと思っております。

牛乳の価格を「より低価格で」というところですが、消費者の声として、価格はこれ以上下げなくてもいいという意見があるのであれば、それはまた原課と相談しながらやっていきたいと思っておりますが、何が適正な価格という形なのかもわからない面もあると思っております。特に特売とかでいいますと、すごくひどい価格になっておりますものですから。

(森本委員)

適正な価格というのは、酪農家がそれで生活できるのかということではないか。消費者が高いといえれば安くしなければいけないということは、何となく人任せな状態で、不思議な話だと感じる。

(川口生産振興推進室長)

家畜衛生の目標のところで、「前年を下回る」もしくは「上回る」という観点ですが、政策目標・課題ということでは、私ども部局としては、下げていきたいという気持ちはもっています。その前に、サーベイランスはちゃんと適正に行うことということを今回新たにつけ加えております。これがないと隠してしまうのではないかと御意見を前回いただいておりますので、それを踏まえて、サーベイランスを適正に行い、かつ……。

(高橋座長)

サーベイランスというのは死亡牛の全頭検査のことですか。

(川口生産振興推進室長)

はい、そうでございます。死亡牛の全頭検査と、プラスアルファで別途検査をします。

(高橋座長)

そうすると、現実には増えるでしょう。ですから、政策目標として頭数をあえていう必要があるのかどうか。

(尾野村委員)

全頭検査をして信頼回復するというだけでいいのでは。

(森本委員)

そういう文章でないとおかしい。

(大木委員)

表現が誤解を生じさせます。

(川口生産振興推進室長)

わかりました。

種苗の発芽率 2.2%の件ですけれども、5カ年間の平均で 2.2ということで以前御説明させていただいておりますので。前後の高いのと低いのを落とせば 2.0となるのですけれども。

(大木委員)

平均すると2ですよね。そんなに厳しくはしないということなのですか。

(高橋座長)

あとはよろしいですか。

(今井経営政策課長)

森本委員から、農協系統の資材コスト低減対策について御質問がありましたけれども、これは、組合員に対して、合併のメリットを目にみえる形で示していくための目標として今回追加して考えたものでございまして、先ほど森本委員が言われたように、系統2段階になれば手数料が減るので、何もしなくてもカウントできるということではなくて、例えば単協自らが大口利用割引を導入するとか、やり方はいろいろあると思うのですが、中古機械取引所を開設するとか、個別単協が組合員に対する積極的なメリット対策に取り組んで初めて、取り組みをしたとカウントできるような目標として設定していきたいと思っております。

(森本委員)

生産局との整合性はどうか。今、生産資材の低減の目標などがありますが、その辺のところとの組み合わせも考えているのですか。

(今井経営政策課長)

取り組みの内容については、連絡しながらやっていこうと思いますが、ただ、取り組む中身については、一律にこういう取り組みをするということではなくて、今申し上げましたように、ある農協では大口割引みたいなものを導入するという対応をする。ある農協では、今までやっていなかった中古の機械の取引所を開設するとか、ある農協では、例えば手数料を単独で引き下げるといったこともあるでしょうし。

(森本委員)

それは基本的には、組合員のことを考えれば、農協自らがやらなければならない問題のような気がしてならないのです。

(今井経営政策課長)

そうです。ですから、中身については農協に判断してもらおうと思っておりますけれども。

(森本委員)

農水省が指導してしかできないということになると、農協は本当に何もできない。歩くのにも、靴を履かせてやって、はい、右、左、右、左と後ろから教えてやらないとできないような組織なのかなとついつい思ってしまいます。

(高橋座長)

細かい点はまだまだたくさんあると思います。というのは、我々、今回、十分読んでなくて、少なくとも前回とどこが違うのかということがよくわからなかったこともありまして、前回、かなりいろいろ意見をいったので、それなりに反映できていると判断したのですが、少し根本的な問題に移りたいと思うのです。

大分前に、政策評価は内部評価でやるのだ、内部評価に対してコメントするのだと。したがって、第三者の外部評価ではないということなのですね。私は、これは委員の人たちを非常に軽く扱っているなということとその当時から感じていました。ということは、13年度の政策評価について、我々は批判的な立場になる。第三者ではなくなっているのです。

(田中委員)

そこまで極端な話ではないでしょう。事務局が言っている意味は、ここで厳しく言っただけでも、意思決定はあくまでも、ラインである大臣がするのであって、非常にクールに言えば、政策評価会は第三者委員会であり、サポーターなのだ。だから、幾ら厳しく言ってもいいし、私たちは責任もあるのです。他にもいろいろな審議会がありますが、私が今やっている道路関係の審議会でも、我々はあくまでも意見を言うだけなのです。採用する、しないは総理大臣なのです。クールに言えば、審議会は法律上そうなおるといっただけの話です。だからといって責任がないかといえば、大いにあるわけです。我々委員に非常に責任があるわけですが、我々は、行政庁に、我々が決めたことをそのとおりにやれという立場ではない。

(高橋座長)

やるとすれば、局長がいる席でやりたいと私は思うのです。

(田中委員)

そういうやり方はあります。

(高橋座長)

そうであるならば通ずると思うのです。結局は、ここで官房の調査官がまとめたものが幹部に行くということですよね。

(田中委員)

課長さんだと話がどうしても細かくなってしまっているのですが、政策決定者は局長です。当局というのは局長なのですね。局長が出席して質問に答え、方針を決めたら、それを具体的にどうとらえていくかというのは課長さんがおやりになる話だと思うのです。そこはやり方の問題だと思います。

(高橋座長)

もう一点は、量的評価と質的评价をどのように組み合わせていくかということを考えていかないと政策評価につながっていかない。量的評価に少し傾斜し過ぎているから、どうも難しくなっているのではないかと。

(尾野村委員)

少し前の話に関して、私から意見として一言。ここで意見交換しても、そんなに柔軟に対応できないなということで、田中委員がおっしゃったように、当局はまさに局長だと思うのです。局長のところではやるということもあるのですが、我々の委員会ではこういう問題が起こっているのですよということを大臣とやってみたいなという気が少し前からしています。

(田中委員)

私もそういうやり方には大賛成です。それから、今、座長がおっしゃった量的な評価と質的な評価の問題も私はわかります。しかし、具体的な、量的なことは横に置いて、定性的なこと、理屈ばかりというのが役所なのです。それで逃れてきたといえれば言い方は悪いのですけれども、ある面では国民をだましてきたともいえるのです。だから、量としてとらえられるものは極力数字でとらえていこうというのは、農水省だけではなくて、ほかの省でもそうなのですね。恐らく官房は、抽象的なことであらうだと言っているけれども仕方ないという立場でやっているのではないかと思います。ですが、おっしゃるとおり、もう質的にやらなければいけないということも当然だと思いますね。

(高橋座長)

今のお話は、アウトプットでの質的な問題でごまかしてきたのではないのかと。アウトカムの質というのもあると思うのです。私が質というのは、アウトプットの質ではなくて、アウトカムの質ということを考えております。

(尾野村委員)

今の量的な側面ということでもう一つ、前から思っていることは、一度我々の委員の方

で、こういった統計数字で評価できるような指標はないのかということで、幾つかアイデアを出してみたいのですよ。それを原局の方たちが、いや、そんな統計の数字はとれませんか、それならとれるとか、いや、それはコストがこれくらいかかって、コストとの関係でなかなか難しいですよとか、量的な面についての指標の意見交換を一度やってみたいなど。こういった統計はとれないのかなということで、幾つかアイデアはあるのですけれども、私たちは統計のベースをもっていませんので、それも少し議論してみたいなという気はしているのです。

(田中委員)

それは本当に賛成です。今まさに高橋座長がおっしゃったアウトカムについての質的な評価の問題もあるし、アウトカムについての量的なものをとことん追求した上で、統計があるかないかということを超えて、こういうアウトカムの質的なものは数字としてとれるかとれないかという研究を、統計情報部、あるいは技術会議の方でもしてみる必要があると思いますね。だから、おっしゃる意味は大賛成なのですが、質というと、行政はどうしても変に逃げてしまうところがあるものですから、基本的に量で押さえていくという姿勢は画期的なことだし、それを生かす方向で進めるべきです。それを矯めようとして、かえって昔に返ってしまうようなことになったらいかんと思います。

(森本委員)

最終的には、国民が見てわかりやすい方をとればよいような気がするのですね。やりやすさも当然あるのだろうけれども、見て理解しやすいやり方が良いと思います。

(高橋座長)

それは問題によるでしょうね。BSEが出たのか出なかったのか、これを量的に把握して、ゼロとプラスということになると、これは質的な問題だろうと思いますね。

(守屋委員)

後でちょっとだけ時間をいただきたいと思いますが、その前に今の問題で、我々が政策を評価していくという際に、金額的に小さいものまですべてやる必要はないのではないか、重点的にやりましょう、時間があつたら小さいところへも入っていきましょう、対象となる質と量をあわせて、我々が一応選びましょうというのが前回の話だったと思うのですよ。

もう一つ、今、内部評価かどうかといわれましたけれども、政策評価法の中では一応外部評価になっていると私は理解しているのです。ただ、自己評価が中心ですから、自己評価したものに対する第三者評価は外部評価だということになっていると思うのですね。前回申したように、我々は、それを廃止とかどうのこうのという権限は一切ないですよ。ただ、我々はいろいろな意見を言います。それをどのように料理するかはそちらの問題ですよ。この状況が世間に伝わっていきますから、その中での歯どめというか、我々の意見によっては無視できないものとしてできるものがあると思うのですね。そういうカバーというか、防御がされているのだろうと思うのです。

(高橋座長)

委員の方で、何か関連してございませんか。それでは、調査官。

(企画評価課牧元調査官)

田中委員から整理していただいたように、この評価は、まさに行政自らが自らを評価しよう。政策評価法ももちろんそういう発想に立っておりまして、自らを評価する。ただ、評価の客観性・透明性を担保するために、第三者の皆さんの御意見を聞くという整理になっているわけでございます。座長が少しおっしゃったように、決して委員を低くみるということではなくて、これは、評価の客観性を担保するために、そういう形で位置づけられていると理解しているところでございます。

また田中委員からも御指摘がありましたけれども、実績評価を始めるに当たって、政策の全分野について、とにかくまず定量目標をきちんと決めて、それに対する進度をきちんと計測するのが、今の政策評価法の思想に基づいた、最も基本に立つ評価のやりかたではないかと考えているところでございまして、全分野について、極力定量的な評価をすることになりますと、もちろん、局長レベルの者がその全容を把握しているわけではないので、一番詳しく、かつ的確に答弁できる各局の政策課長が出て議論するのが、議論を前進させるために一番いいのではないかとということで、従来こういうやり方をとってきたところでございます。

ただ、御指摘のあったような、より大所高所からの議論ということになりますれば、次回以降また御議論いただく政策ツリーの議論なり今後の評価のやり方の中で、あるいは別の方法もあり得るかもしれませんけれども、今までやってきた実績評価のやり方については、そういう基本的な考え方に基づいているものと理解しております。

(高橋座長)

この話は、恐らく同じことの繰り返しになろうと思います。ただ、次回、ツリーの話になった段階で、もう少し具体的な話が出てくると思いますし、大臣との意見交換もツリーの後にするかどうかを考えたいと私は今思っております。

(尾野村委員)

ツリーとかではなくて、数量的なデータというか、指標のところ、例えば食糧の米の需給調整というところに関して、今の数量という指標はそれなりに根拠があるのですが、もう一つ、今、水面下で問題になっているはずですが、人間には食べさせられないようなとても古い米がかなりの数量あって、飼料メーカーに対して、とても考えられないような値段でそれを引き取ってくれないかみたいな交渉を内々にやっているのですよ。そういう問題点の数字、例えば食糧会計の赤字の問題、今の麦の赤字補てんというか、支出の問題をどのように評価するか。こんなに使っているのかとかいろいろな数字が出てくるので、指標として、もっとシビアに評価すべき数字があるのではないかとということもあって申し上げました。

(田中委員)

我々も忙しいのだけれども、各局の政策課長もとても忙しいと思うのですが、他の局の話も聞かなければならない。それは勉強になるから、聞いていけばいいのだけれども、それよりも大きな問題の塊がいろいろありますから、場合によれば、例えば生産局長以下課長まで我々とトータルに議論する。その方が効果的かもわからないのですね。2局ぐらい関連があるところは一緒にやっていい。林野庁は林野庁で取り上げてやるとかという方法はとれないか。皆さん忙しいから、なかなかそうはいかないけれども、やり方をいろいろ変えながらやると、座長がおっしゃった量の問題と質の問題、基本的な政策の問題をぶつけて議論することができると思うのですね。

(守屋委員)

それは、専門部会の活性化の方の話題になってくるのです。評価会はもっと上部団体ですが、専門部会は中途半端なのです。

(田中委員)

私も専門部会に出て聞いていますと、もう本当に細々した話で、その局の政策の議論になっていないのですね。違う役割を与えてあって、議論の内容が質的にちょっと違うのですね。

(高橋座長)

専門部会はむしろ事前評価ですね。こっちは事後評価である。

(田中委員)

そうです。だから、私は、先程申し上げたような議論がたまには要るのではないかなと。1回でもいいですから、トータルに議論する必要があるのではないかなと。

(高橋座長)

ただ、林野と水産の専門部会は両方やっていますね。

(守屋委員)

もう一つ。評価結果が最終的に資料として製本になって出てきますね。これは本当に厚いもので、薄い概要版も作っていますが、こういったものはプロかセミプロしか読みません。だから、あれよりも、もっと多くの人に読んでもらえる解説版をつくるべきではないかなというお話を以前させていただいたのですけれども、こういうパターンでいくと、来年も同じようなパターンで作られていくのではないかな。これは、一般の国民に読んでもらえるというスタンスでは書いていないと思うのですね。だから、これよりも、易しくというか、高校生ぐらいにもわかるような、もう少し読みやすい形のことを意識しながら政策評価シートも書いていくことが必要ではないかなと。事後評価が自己満足になっているのではないかなという気もしないでもないものですから、一度決まったことを直すのは大変だろうと思いますが、それをおやりいただきたいということ。

( 森本委員 )

基礎資料としてこの厚いもの全体を出すことは必要ですよ。

( 守屋委員 )

基本的には必要なですよ。だけれども、解説版のようなものを意図してやっていかないと、これだけでは、失礼ですけれども、外に出して、余り読んでいただけないですよ。読んでいただけないと、これの費用対効果は一体どうなるのですか。皆さんで検討した結果を、解説版という形で多くの人に読んでいただければ、高校生なんかでも、メールが好きな人がどんどん反応してくれると思うのですよ。高賃金の方々にお集まりいただいて作られたものがあまり見ていただけないというと、費用対効果は低くなりますよ。

また、今回も不正表示の問題が出ていますけれども、前はシジミや米、牛肉等の関係でお話しさせていただいて、シジミはまざりものはだめですよ、100%でなければ認めていないですよとお聞きしたのですが、では、それをどうやってチェックしているかということが政策の形の中では出てきていないのです。

これもまた古い話で、「森林の保全」というのがありますけれども、国交省は、山崩れが起こる可能性があるところを何ヶ所か、A、B、Cでつかんでいるのですよ。一度には直せないで、少しずつ直していくのだからと思うのですけれども、何年前、北海道のトンネルで大きな事故があって、生き埋めになったというのがありました。あれは一番危険ではなくて、2番目に危険とされていたところなのです。「森林の保全」の中でも、台風等で土砂崩れになる危険なところをつかんでいると思うのです。どのようにつかんでいて、どこに何があって、それをどのように修理保全していこうかというのが、こういう評価の中に出てきてもいいのではないかなという気がしているのですけれども、それが出てきていない。

もう一つは、信組と違って、農協や漁協はつぶさない。どこかに合併して取り込んでいるから、実態はつぶれていないというのですけれども、ついこの間、漁協と漁連が経営破綻でつぶれたというのが新聞に出ていたのです。たまたま目についただけなのかどうかわかりませんが、農協も漁協も信用組合も経営破綻が出てくる可能性があるとするならば、どこが危なくて、どうやって手を打っているのかというのは、やはり政策の中で具体的に取り上げるべきではないかなと思っているのですが、そういうのは出てきていないですよ。

今、雪印や日本ハムなどいろいろ出てきていますけれども、新聞でいろいろ話題になっているところ、あるいはそれに関連するもので、政策評価をつくるタイミングにうまく出てきたものはやはり取り上げるべきではないかなと。食肉の安全とかに関連してくるのだから、と思うのですけれども、新聞などで報道されているものはあまり取り上げられていないのです。もともと、軌道修正しにくい仕組みになっているのかなという気がしているのです。先程の重点評価と合わせて6つほどお話しさせていただきました。

### 3 . 今後の進め方等について

(高橋座長)

さて、3年目で、もう試行錯誤の域を脱した14年に向けて、どのようなスタンスであるのかということの検討が、ツリーの問題を中心に、1回か何回かということを経務局では考えておられるようでございますが、この議論はそのときの議論につなげていきたいと思ひます。したがって、今日は、意見を開陳したということにとどめておきたいと思ひますが、よろしゅうござひますか。また事務局の方はよろしゅうござひますか。

主題としていろいろ論議いたしました平成14年度の政策評価シート等については、本日の皆さんの意見を十分踏まえて、今後の検討を進めていただきたいと思ひます。

続いて、政策評価シート等の今後の取り扱いとあわせて、今言いました政策ツリーの問題等を検討をする次回以降のスケジュールについて、事務局からお話しいたします。

(企画評価課牧元調査官)

資料4を御参照いただきたいと思ひます。今後のスケジュールでございますけれども、今、座長からお話がございましたように、本日伺いました委員の先生方の御意見を踏まえまして、修正すべきところを修正いたしまして、評価シート自体につきましては、9月のなるべく早い時期に決定したいと考えているところでございます。

なお、座長からも御指摘がございました政策ツリーに係る問題につきまして、別途政策評価会を開催させていただきたいと思ひているところでございます。これにつきまして、委員の先生方の御予定を伺いましたところ、残念ながら、9月の下旬につきましては先生方の御予定が合う日がござひません。10月1日以降につきましても、実は守屋委員は1日以降ずっと御出張ということでござひまして、大変厳しい状況なわけでございますけれども、守屋先生以外の先生のご都合がつく日は、10月4日金曜日の午前中というこのタイミングだけござひますので...

(守屋委員)

なるべく空けるようにします。

(企画評価課牧元調査官)

恐縮でございます。では、守屋委員に御検討いただくということで、できますれば10月4日の午前中に次回を開催させていただきたいと存じます。

(高橋座長)

守屋委員以外は一応空いている。守屋委員も、場合によっては都合がつくと理解してよろしゅうござひますか。

(守屋委員)

努力します。

(高橋座長)

10月4日金曜日午前中ということで次回第10回を開催したいと思ひます。時間について

は、各委員の要望を踏まえて、事務局で設定してください。

(高橋座長)

なお、今回より、政策評価会に提出された資料は、農林水産省のホームページにより、直ちに公開されることとなります。

また、本日の会議の議事録については、これまでの取り扱いと同様、委員の皆様の確認をいただいた上で、発言者の名前をつけて公表することにしたいと思います。

今までホームページには資料は出していなかったのですか。

(企画評価課牧元調査官)

いえ、節目節目、例えば基本計画や実績評価の結果などの決定・公表の際にまとめてホームページに載せております。

(武本企画評価課長)

今までは、検討の途中ですからと、毎回お断りした上でまとめてということでした。

(高橋座長)

では、これからは議論の途中のものも出していくということですね。

それから、パブリックコメントについての対応というのがございますね。これは、このように対応したという形で、意見を寄せてくれた人にお返ししているのですか。それともホームページで掲示するということですか。

(企画評価課牧元調査官)

ホームページに掲載するとともに、御意見を寄せていただいた方には個々に直接お返ししております。

(尾野村委員)

掲載は本人に了解をとっていますか。公開を原則に意見を聞いているのですか。

(高橋座長)

個人の名前は出ていないですね。

(企画評価課牧元調査官)

はい。ホームページに出る資料は、今日お配りいたしました資料と同じ形のものでございます。

(田中委員)

それは、農水省は親切なのですね。閣議決定上は、こういう質問や要望に対してこうですということを一般的にホームページに載せれば済むので、申し出た方に対してこうですよというところまでは求めていないのです。それは親切なことをやっている。逆に、数が

少ないから、それができるともいえるのです。これは皮肉の意味で言ったので、暇だからできるという意味で言ったのではないですが。

この一番の問題は、座長がおっしゃったように、これだけ少ないとパブリックコメントにならない。各省のパブリックコメントをみますと、もう全然ゼロなんていうのがあるのです。それから見れば、これほど言ってくれるだけ良いのです。セミプロであろうと何であろうと、関心があるから言ってくれるのですね。しかし、もうちょっと一般の人が関心を持つように工夫すべきではないか。さっき森本委員に、漫画にかけないかなといったら笑われたけれども、場合によれば、そのくらいの発想の転換をしてやった方がいいかもわからない。

(大木委員)

パブリックコメントの「対応」について、このようにした方がいいですねと発言したのですけれども、こういう修正はもうしないのですか。私だったらその方が意味がわかりやすい。

(企画評価課牧元調査官)

大木委員から御指摘がありました件につきましては、修正させていただきたいと思いません。

(高橋座長)

事務局も含めて、全体を通じて何か御意見ございませんか。(各委員意見なし)

それでは、次回は10月4日午前中ということで、時間は後でまた調整させていただきますが、かなり重要な会議でございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会としたいと思います。どうもご苦労さまでございました。

以上